

雨水貯留槽の管理に関する協定書

高岡市上下水道局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、雨水貯留槽について、その機能を十分に発揮させることを目的に、下記のとおり管理に関する協定書を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、高岡市上下水道局雨水貯留槽設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、設置された雨水貯留槽とする。

第2条 乙は、雨水貯留槽の設置目的に沿った機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 甲は、必要に応じて雨水貯留槽の状況調査を行い、指導・助言するものとし、乙はこれに協力するものとする。

第4条 工事完成后、雨水貯留槽自体の変形、破損等、あるいは雨水貯留槽の異常からその他のものに事故、問題等が生じて、甲はその責めを負わないものとする。

第5条 乙が、雨水貯留槽を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。また、乙が転居等に伴い雨水貯留槽を第三者に譲渡等しようとするときは、その旨を甲に届け出るとともに、その第三者に対し、当該協定を順守する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留槽を廃止した日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 高岡市広小路7番50号
氏名 高岡市上下水道事業管理者 印

乙 住所
氏名 印